

## 第2期小郡市スポーツ推進基本計画策定について

令和6年5月7日改訂  
小郡市教育部スポーツ振興課

スポーツ基本法第10条第1項に基づく第2期小郡市スポーツ推進基本計画（以下「第2期計画」という。）策定を次のとおり進める。

### 1 第2期計画策定の目的

近年、少子高齢化、生活様式の多様化、施設の老朽化、コロナ禍におけるスポーツ機会の減少など社会情勢の変化は大きくなっている。

また、本市では、くらしと密着したスポーツを通して健康の増進や人と人とのつながりを創出し、市民全体が豊かな生活を送ることが可能なまちを目指して、平成27年3月に「小郡市スポーツ推進基本計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、スポーツを推進している。第1期計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度までである。

こうした状況のなか、社会情勢の変化を的確に捉え反映した第2期計画を策定するものである。

### 2 第2期計画の性格

国が定めるスポーツ基本計画を参考にしながら、本市の実状に即したスポーツの推進に関する計画である。

### 3 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

### 4 策定手順

市民の意向が十分に反映され、第6次小郡市総合振興計画との整合が図られたものとするため、次のような措置をとる。

(1) 市民参画（市民意識調査、団体アンケート、パブリックコメント）

(2) 小郡市スポーツ推進基本計画策定委員会

小郡市スポーツ推進基本計画策定委員会設置規則に基づく委員会が、第2期計画（案）を作成する。

(3) 小郡市スポーツ推進審議会

第2期計画（案）を審議する。

(4) 小郡市教育委員会

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、教育委員会から第2期計画（案）に関する意見を徴する。

(5) 小郡市長および小郡市教育長の決裁

第2期計画（案）に関して市長および教育長の決済を経て策定する。

## 5 庁内関係課

必要に応じて関係課との協議および関係課への照会を行う。

- (1) スポーツ振興課（主管課）
- (2) コミュニティ推進課
- (3) 長寿支援課
- (4) 福祉課
- (5) 健康課
- (6) 子育て支援課
- (7) 学校教育課
- (8) 総務課
- (9) 新公共マネジメント推進課
- (10) その他

## 6 策定期期

令和6年度末策定とし、スケジュールは別紙のとおりとする。